

令和3年度第3回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月7日（月）13時30分～15時00分
2. 開催場所 市役所2階 202会議室
3. 議案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 5件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 3件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更の承認について 1件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 6件
議案第5号 農業経営改善計画について
議案第6号 農用地利用集積計画について
議案第7号 農業委員会の適正な事務実施について
議案第8号 農地利用最適化推進委員の辞任について
4. 報告 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 1件
報告第2号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 1件
5. 出席委員 15名
会長：12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、4番細谷修、5番齊藤ひろ子、6番川野英一、7番農宮弘子、8番板倉善紀 9番篠崎輝武、10番戸田敏一、11番吉井亨、13番市原勉、14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 0名
7. 事務局 羽生田事務局長、内山主査
8. 議事録

議長 委員15名中、15名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和3年度第3回農業委員会定例総会を開会いたします。
それでは議事に入ります。初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、13番市原委員と14番平山委員を指名します。両委員、宜しく願いました。また、本日の会議書記には事務局の内山主査を指名します。
なお、発言につきましては、議長の指名後に願いました。審議の過程を

詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮願います。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、8議案でございます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認5件、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認3件、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更の承認1件、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の承認6件、議案第5号、農業経営改善計画、議案第6号農用地利用集積計画、議案第7号、農業委員会の適正な事務実施、議案第8号農地利用最適化推進委員の辞任についてです。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和3年5月28日、午前9時より、1班の大木委員、秋山委員、細谷委員、斉藤委員、篠崎委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1につきまして、斉藤委員より意見発表をお願いいたします。

5番 はい。番号1について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は松之郷字北椎木の畑、2筆、1573㎡の農地です。申請理由は譲渡人は相続しましたが耕作できないため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、野菜類の作付けを予定しているということです。5月28日に現地を確認いたしました。特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類も確認しましたが、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。次に申請番号2について、大木委員より意見発表をお願いします。

1番 番号2について、説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は堀上字上大割の畑、1筆、1144㎡の農地です。申請理由は譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画に

において植木の作付けを予定しています。5月28日に現地を確認しましたが、特任問題になるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。次に申請番号3について、斉藤委員より意見発表をお願いいたします。

5番 はい。番号3について、説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は滝沢字稻荷谷の畑、1筆、831㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化により農業経営を縮小したいため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、サツマイモ、ジャガイモ等の作付けを予定しています。5月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類も確認しましたが、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。次に申請番号4及び5について、篠崎委員より意見発表をお願いいたします。

9番 はい。番号4について、ご説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は田中字柚ノ木の田、1筆、1269㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は後継者も無く、公務員の職業をしているため、譲受人は農業経営拡大のためです。5月28日に現地を確認しましたが、特に問題になるような事はありません。営農計画書も添付されており、従事日数、従事面積など、3条許可基準を満たしており、許可相当と判断します。

続きまして、番号5について、説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は田中字曲田の田、3筆、3033㎡、田中字柚ノ木の田、4筆、4537㎡、合計7570㎡の農地です。譲渡人は先ほどの申請番号4と同じです。申請理由は、譲渡人は後継者も無く、公務員の職業をしているため、譲受人は農業経営拡大のためです。5月28日に現地を確認しましたが、特に問題になるような事はありません。営農計画書も添付されており、従事日数、従事面積など、3条許可基準を満たしており、許可相当と判断します。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 はい、それではご説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1は、贈与に伴う所有権移転の申請です。場所は、県道東金源線を源方面に向かい、十文字川の手前を右折、道庭方面に向かって約350メートル行った右手に位置しています。譲渡人は、相続により申請地を取得しましたが、耕作することができないため、申請地の近くに住む譲受人に譲渡することになり、本申請に至ったものです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

申請番号2は、売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、県道東金豊海線を九十九里方面に向かい、東金アリーナに向かう市道との交差点を左折後、100メートルほど行った右手に位置しています。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

申請番号3は、売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、国道409号から滝沢の集落に向かって農免道路を進み、圏央道をくぐって、約700メートル行った左手に位置しています。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

申請番号4及び5は、売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、大和公民館の北西、約300メートルの範囲内に申請番号4、及び申請番号5の4筆が位置しています。また、田中地区公民館の北、約150メートルのところ

申請番号5の残りの3筆が位置しています。譲渡人は、市外に居住し、後継者もないことから、本申請に至ったものです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、秋山委員より意見発表をお願いいたします。

2番 番号1についてご説明いたします。本件は農地法第4条の規定による一時転用の申請であります。申請地は西中字寺ノ下、1筆で、現状は畑、330㎡のうち0.17㎡です。転用計画は、営農型太陽光発電施設用地で、太陽光パネルは98枚、25.48kwです。高所にしたソーラーパネル下にはクロガネモチ栽培を行います。またクロガネモチはパネル1枚に対して1鉢が入りますので、全部で98鉢になります。周辺農地への被害防除対策は、太陽光設備でありますので、隣地への日照、通風等、営農に対する影響は無いと思います。申請に必要な書類も全て揃っておりますので、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。次に、申請番号2につきまして、斉藤委員より意見発表をお願いいたします。

5番 はい。番号2について説明いたします。本件は農地法第4条の規定による、自己所有農地の一時転用の申請です。申請地は松之郷字岡谷の畑、2筆で0.98㎡の農地です。転用の目的は営農型太陽光発電施設ですが、新規では無く、更新となります。5月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は無く、隣接農地所有者にも説明をしており、申請に必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。次に、申請番号3につきまして、秋山委員より意見発表をお願いいたします。

2番 番号3についてご説明いたします。本件は農地法第4条の規定による転用の申請であります。申請地は西福俵字二丁目、1筆の、地目及び現状は畑で、今回の面積は2182㎡のうちのうち679.07㎡です。また転用計画においては、長屋住宅1棟、8戸建ての建設で、建設面積は236.3㎡です。高齢により農地の維持が難しく、相続税対策を兼ねて、事業を計画しております。構造計画は現状地を活かし、土地整地程度としています。用水、雨水排水、污水排水計画においては、用水への市営水道管へ引き込み、排水は排水浸透枡を設け、市道側溝へ放流いたします。污水及び雑排水は、前面道路の下水道本管へ放水します。またこの申請地は、南福俵地域区画整理地内の土地であります。申請に必要な書類も全て揃っておりますので、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いいたします。

申請番号1は、営農型太陽光発電施設の設置を目的とする一時転用許可の更新申請です。場所は、西中公民館の北西、約400メートルに位置しています。申請地は、平成28年3月に当初許可を受け、パネル下においてクロガネモチの栽培を行っているものです。撤去に伴う所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。

申請番号2は、営農型太陽光発電施設の設置を目的とする一時転用許可の更新申請です。場所は、県道東金源線を源方面に向かい、松之郷の八坂神社から約650メートル行った左手奥に位置しています。申請地は、平成29年3月に当初許可を受け、パネル下においてタマリユウ及び植木の栽培を行っているものです。撤去に伴う所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。

申請番号3は、長屋住宅の建築を目的とする転用の申請です。場所は、西福俵の区画整理地内で、大和幼稚園の南、約100メートルに位置しています。立地基準につきましては、申請地は土地区画整理事業の施行済区域内にありますので、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの借入金により賄う計画であり、融資証明書が添付されております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更の承認について、審議に入ります。申請番号1につきまして、秋山委員より意見発表をお願いいたします。

2番 はい。番号1につきましてご説明します。本件は農地法第5条の規定による許可後の計画変更の承認申請です。申請地は西福俵字一丁目の畑、2筆で、面積合計424㎡の農地です。譲渡人は令和2年1月に専用住宅地として許可を受けましたが、その後コロナ等による影響により、資金調達の目途が立たなくなったことから事業を諦め、譲受人に売却することになり、今回の申請に至ったものでございます。変更後の転用の目的は、住宅分譲用地2区画です。西福俵土地区画整理地内であり、造成工事はありません。また排水については、雨水は直接側溝に放出し、汚水は公共下水道に接続する計画です。申請に必要な書類も全て整っており、問題無いものと判断いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 はい。議案書の7ページをお願いいたします。申請番号1は農地法第5条の規定による許可後の計画変更の承認申請です。計画変更における審査においては、変更後の転用事業が確実に実施され、許可相当と認められることが条件となっておりますので、併せてご審議のほどよろしくをお願いいたします。

場所は西福俵の区画整理地内で、大和公民館の南、約50mに位置しています。

譲渡人は、令和2年1月に専用住宅用地として、5条の転用許可を受けましたが、コロナ禍の影響もあり、資金調達の目途が立たなくなったため、譲受人に売却しようとするものです。変更後の転用の目的は、宅地分譲用地1区画です。立地基準につきましては、申請地は土地区画整理事業の施行区域内の農地であることから、第3種農地と判断され、許可となりうる農地です。

所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 はい、ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の承認についての審議に入ります。

申請番号1につきまして、篠崎委員より意見発表をお願いいたします。

9番 はい。番号1についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は山田字新田の畑、2筆、合計991㎡の農地です。転用の目的は、資機材置場用地の確保です。転用に必要な書類は揃っており、周辺農地への被害防除対策も施される事から、許可相当と判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に申請番号2につきまして、細谷委員より意見発表をお願いいたします。

4番 はい。番号2について説明いたします。本件は農地法第5条の規定による、所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は家徳字中横宿、田、現況雑種地、89㎡、もう一筆が105㎡、合計194㎡の農地です。転用の目的は専用住宅1棟、125.57㎡です。譲受人は所有者の孫であり、資金計画、その他申請に必要な書類も全て整っており、問題無いものと判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。次に申請番号3及び4につきまして、大木委員より意見発表をお願いいたします。

1番 はい。番号3について説明します。本件は農地法第5条の規定による、所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は田間区画整理地内で、所在は田間字二丁目、地目は畑、1筆、面積371㎡の農地です。転用の目的は、宅地分譲用地1区画です。転用に伴う造成工事はありません。また排水については、雨水は既設側溝に放流、汚水は公共下水道に接続する計画です。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。

続いて、番号4について説明します。本件は農地法第5条の規定による、所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は田間字村上の田、2筆、合計1662㎡の農地です。転用の目的は、駐車場用地です。転用に伴い、砕石による埋立を行う計画です。隣接農地はありませんが、土盤を固めて、流出を防止する計画です。また排水については、雨水は敷地内自然浸透とする計画です。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。次に申請番号5及び6につきまして、細谷委員より意見発表をお願いいたします。

4番 はい。番号5について説明いたします。本件は農地法第5条の規定による、使用貸借権設定の申請です。申請地は中野字中道、畑、1筆、472㎡の農地です。転用の目的は専用住宅1棟、132.42㎡です。譲受人は所有者とは親子関係であり、資金計画、区の同意、その他申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたします。

続きまして、番号6について説明いたします。本件は農地法第5条の規定による、所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は前之内字上ノ出口、畑、1筆、1958㎡、宅地319.67㎡、合計2277.67㎡です。転用の目的は太陽光発電設備用地の計画です。土地選定理由は平坦地で、一定の面積があり、設備用地に適しており、また、雨水は地下浸透、汚水や雑排水は発生しません。建設中は交通の妨げにならないよう注意し、必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたします。なお、区からの要望として、看板を設置して、連絡先の確認をしたいということでありましたので、申し添えます。以上です。

議長 ありがとうございます。担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 はい、議案書の8ページをお願いいたします。

申請番号1は、所有権移転を伴う転用の申請です。

場所は、千葉東金道路の山田インターチェンジから県道山田台大網白里線を大網方面に約350メートル行った右手奥に位置しています。転用の目的は、資機材置場用地です。立地基準につきましては、申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地でございます。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。

申請番号2は、親族間の贈与による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、

県道東金片貝線の家徳横丁交差点から豊成方面に約450メートル行った右手奥に位置しています。転用の目的は、専用住宅用地です。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。

申請番号3は、所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、田間の旧両総用水管理事務所の東、約50メートルに位置しています。転用の目的は、宅地分譲用地2区画です。立地基準につきましては、申請地は土地区画整理事業の施行済区域内にありますので、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。

申請番号4は、所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、みのりの郷の東側に隣接しています。転用の目的は、駐車場用地です。立地基準につきましては、申請地は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。

議案書の9ページをお願いします。

申請番号5は、親族間の使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。場所は、豊成郵便局の南、約550メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれ、かつ土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額金融機関からの借入金により賄う計画であり、融資証明書が添付されております。

申請番号6は、転用を伴う所有権移転の申請です。場所は、第3保育所の南側に隣接しています。転用の目的は、太陽光発電施設用地です。立地基準につきましては、申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第5号、農業経営改善計画について審議に入ります。農政課より説明をお願いいたします。

農政課 それでは、議案第5号につきまして、ご説明させていただきます。農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定により意見を求めた案件は、認定更新1件でございます。1ページをご覧ください。こちらは認定更新の広瀬の方です。営農類型は酪農です。主な経営改善につきましては、自給飼料を基本とした餌の見直し、能力の高い乳牛の導入による品質向上、規模拡大を図り、経営の安定を目指すものとなっております。3ページをご覧ください。機械につきまして、ボンネットダンプワゴンを1台、ラッピングマシーン1台、ベールグリッパー1台を取得する計画となっております。以上、認定更新1件の申請内容をご説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 はい。ありがとうございました。以上のとおり農政課から説明がありました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第5号、農業経営改善計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第6号、農地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律31条の規定による議事参考の制限に関する案件がございます

ので、板倉委員、日暮委員は退出をお願いします。一時休憩します。

(板倉委員、日暮委員退出)

議 長 再開します。それでは、農政課より説明をお願いします。

農政課 議案第6号、農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の令和3年第6次農用地利用集積計画書案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、令和3年第6次農用地利用集積計画についてお諮りいたします。利用権の内訳といたしまして、利用権設定が14件、所有権移転が3件となります。契約年数ごとの件数と面積については、利用権の設定が14件、面積合計が43582㎡、内訳として10年が14件、面積合計が43582㎡となっております。所有権の移転については、合計で3件、面積合計が7843㎡となっております。1ページ目が10年の中間管理機構を介しての利用権設定管理台帳で、3ページから13ページが、農地の貸し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書となります。1番は、新規で幸田の認定農業者に貸し付けとなっております。2番は新規、3番は更新で、同じ下武射田の認定農業者に貸付となっております。4番は新規、5番は更新で、同じ上谷の認定農業者に貸付となっております。15ページ、16ページが10年の利用権設定管理台帳となっております。17ページから25ページが、農地の出し手、受け手より提出のありました農用地利用集積各筆明細書です。6番、7番、8番、9番が新規、10番は更新で、同じ山武市の農業者に貸付となっております。11番、12番、14番は新規、13番は更新で、同じ田中の認定農業者に貸付となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況は、26ページから28ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を元に作成しております。続きまして売買についてですが、29ページの通りです。31ページから33ページが、提出された農用地利用集積計画各筆明細書、34ページから35ページが所有権移転を受けた者の農業経営の状況です。1番、2番、3番は、共に耕作者の規模拡大のために売買することとなりました。1番の買い手については西中の農業者です。2番の買い手については殿廻の農業者です。3番の買い手については北之幸谷の認定農業者となっております。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数、経営意欲、青壮年の後継者等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当するものと判断いたしました。利用集積計画の案件は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。以上の通り、農政課から説明がありました。ご

意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決いたします。議案第6号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。一時休憩します。

(板倉委員、日暮委員入室)

議 長 再開します。次に、議案第7号、農業委員会の適正な事務実施について審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 はい。議案書は12ページ、資料は別冊の令和2年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価案と、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案になります。

本議案につきましては、農業委員会等に関する法律により、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進活動、その他農業委員会における事務の実施状況については、インターネットの利用等により、毎年度6月30日までに公表しなければならないと規定されておりますことから、本日お諮りするものでございます。

はじめに、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。農業委員会の状況でございます。令和3年3月末の状況を記載しております。1の農業の概要につきましては、国の統計調査等による数字を記載したもので、2の農業委員会の現在の体制は委員数を記載しております。

2ページをお願いいたします。担い手への農地の利用集積・集約化でございます。令和2年度末の集積面積は846ヘクタールで、元年度末が769ヘクタールでしたので、1年間で77ヘクタールの増加となりました。しかしながら目標は965ヘクタールとしておりましたので、達成状況は87.67パーセントとなっております。活動の実績評価につきましては記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。新たに農業経営を営もうとする者の参入状況で

すが、令和2年度における参入実績はございませんでした。活動の実績・評価につきましては、記載のとおりでございます。

4ページをお願いいたします。遊休農地に関する措置に関する評価でございます。令和2年度の解消目標は1ヘクタールでした。耕作が再開された農地の面積は、2.3ヘクタールありましたが、新規の発生が2.6ヘクタールあったことから、差し引き0.3ヘクタールの増加となりました。活動の実績につきましては、10月から11月に実施した利用状況調査の結果に基づき、23筆、約2ヘクタールについて利用意向調査を実施しました。目標に対する評価、活動に対する評価につきましては記載のとおりです。

5ページをお願いいたします。違反転用への適切な対応ですが、違反転用面積は0.8ヘクタールで増減はありません。活動に対する評価につきましては記載のとおりです。

6ページをお願いします。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。1の農地法第3条に基づく許可事務の実施状況ですが、申請書類の確認、現地調査、必要に応じて聞き取り調査を実施し、関係法令・許可基準に基づき議案ごとに審査を行いました。令和2年度は59件処理し全て許可しました。

次に、2の農地転用に関する事務の実施状況ですが、書類審査及び現地調査を実施し、許可基準に基づき立地や転用事業の確実性、周辺営農への影響等について審査しました。令和2年度は49件を処理しました。

7ページをお願いいたします。3の農地所有適格法人からの報告への対応ですが、管内の農地所有適格法人で、報告書の提出が必要な4法人のうち、3法人から報告書の提出がありました。未提出の法人につきましては、督促をいたしております。4の情報の提供等については記載のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。地域農業者等からの主な要望・意見及び対応内容ですが、農地利用最適化等に関する事務及び農地法等によりその権限に属された事務について、要望・意見は特にございませんでした。事務の実施状況の公表等については、記載のとおりでございます。

以上が、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案となります。

続きまして、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いします。農業委員会の状況につきましては、先程の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と同じ内容になります。

2ページをお願いいたします。上段の担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、中心となる担い手を確保・育成するための施策や、補助金等の充実

を課題といたしました。目標の案といたしましては、昨年10月の総会にて決定した東金市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針で令和5年7月の集積目標を33%と設定しておりますことから、逆算して966ヘクタールといたしております。活動計画につきましては、専門調査班での検討結果を元に記載をいたしました。

下段の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、新規就農希望者に対する支援策の充実、情報収集の拡大を課題といたしております。参入目標数は、「最適化の推進に関する指針」に基づき5経営体、参入目標面積を1.5ヘクタールとしています。活動計画につきましては、専門調査班での検討結果を元に、記載のとおりをいたしております。

3ページをお願いいたします。上段、遊休農地に関する措置につきましては、担い手不足が深刻化し、担い手の育成・確保や、新規参入の促進が急務であるとしております。遊休農地の解消面積の目標は、「最適化の推進に関する指針」に基づき1ヘクタールと設定をいたしました。活動計画につきましては、専門調査班での検討結果を元に、10月に利用状況調査、12月に利用意向調査を行う計画といたしております。また、農地情報収集のため、6月から7月にかけて、県単位でのパトロールを計画しております。

最後に違反転用への適切な対応についてでございますが、日常的なパトロール等により早期発見に努め、違反転用事案には、関係機関と連携・協力をし、速やかに是正指導を行うことといたしております。

以上で議案第7号、農業委員会の適正な事務実施についての説明を終了します。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決を行います。議案第7号、農業委員会の適正な事務実施について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に議案第8号、農地利用最適化推進員の辞任について、審議に入ります。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案書の13ページをお願いいたします。

本案は正気地区の広瀬、関下等の地域を担当する農地利用最適化推進委員として委嘱いたしました子安和義氏につきまして、一身上の都合による辞任の申し出がございましたことから、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会に同意を求めるものでございます。なお、本案に同意いただきました場合の今後の予定でございますが、後任委員の募集を明日から4月1日まで行いまして、候補者が決まりましたら、7月の総会において選考し、8月の総会において委嘱する次第と考えております。説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第8号、農地利用最適化推進委員の辞任について、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により同意することと決しました。次に、報告第1号及び第2号について、事務局から説明願います。

事務局 はい。議案書の14ページをお願いいたします。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。4月26日から5月25日までに受付した案件で、相続による権利取得です。斡旋等の希望はないとのこと。

15ページをお願いいたします。報告第2号、地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告についてです。案件は1件で、現地調査につきましては、5月7日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については以上でございます。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(発言する者なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦勞様でした。

令和3年6月7日